

百三十三号) 第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する養成施設として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 所在地 登録年月日

東京工科大学医療保健 大田区西蒲田五丁目 平成三十年
学部臨床検査学科 二十三番二十二号 三月三十日

●東京都告示第八百号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)

第十四条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する養成施設として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 所在地 登録年月日

東京家政学院大学現代 町田市相原町二六〇 平成三十年
生活学部食物学科 ○番地 三月三十日

●東京都告示第八百一号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成

三十年におけるまぐろはえ縄漁業(小笠原村地先海面におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二十八隻

●東京都告示第八百二号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年におけるかつお・まぐろ釣り漁業(小笠原村地先海面におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第八百三号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年の小笠原海域におけるさんご漁業(造礁さんごの採捕を目的とするものをいう。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成三十年六月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

二隻

●東京都告示第八百四号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立滝山公園 別図(1)のとおり 平成三十年六月一日

東京都立武蔵野中央公園 別図(2)のとおり 同日

東京都立小山田緑地 別図(3)のとおり 同日



東京都立大戸緑地
東京都立中藤公園

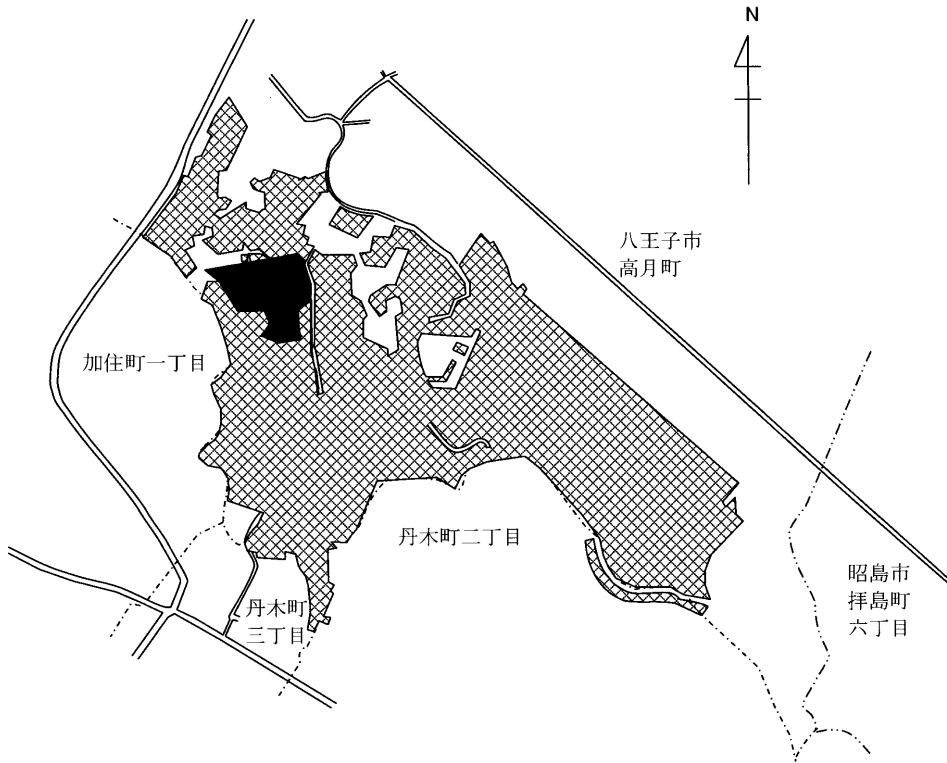
別図(4)のとおり
別図(5)のとおり
同日

別図(1)

東京都立滝山公園 区域変更略図

変更箇所 八王子市高月町

変更前の区域	面積	追加区域	面積	変更後の面積
	三二二、六〇五・六四		八、三四六・〇〇	三三〇、九五一・六四
	平方メートル		平方メートル	平方メートル

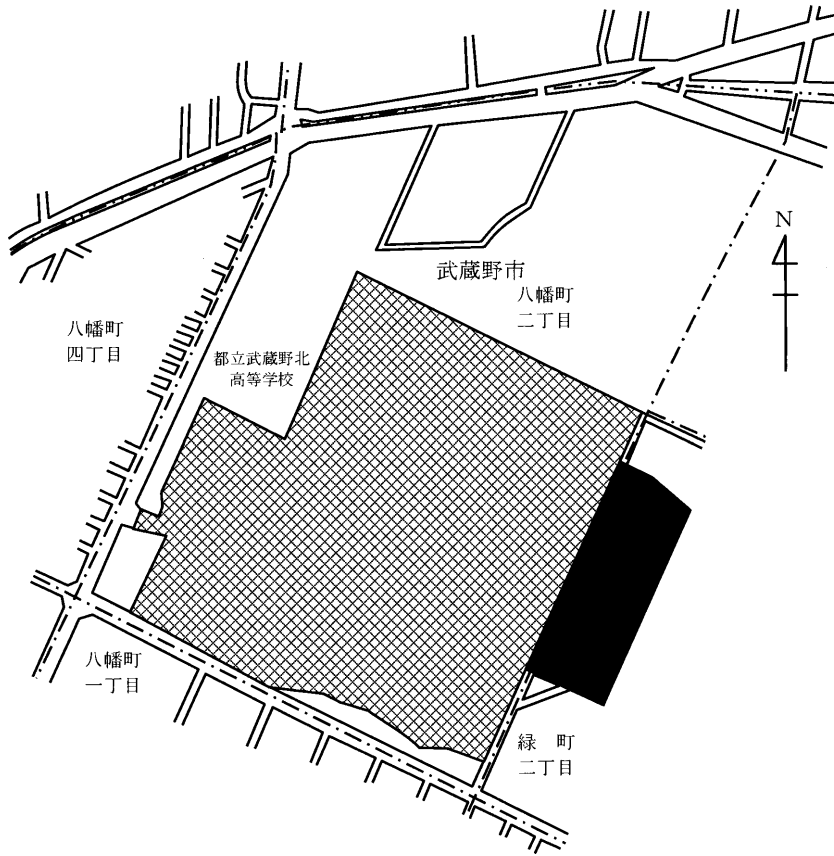


別図 (2)

東京都立武蔵野中央公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵野市緑町二丁目

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	一〇〇、八九八・二〇	一、五四二・一三
	平方メートル	平方メートル
		一一二、四四〇・三三
		平方メートル

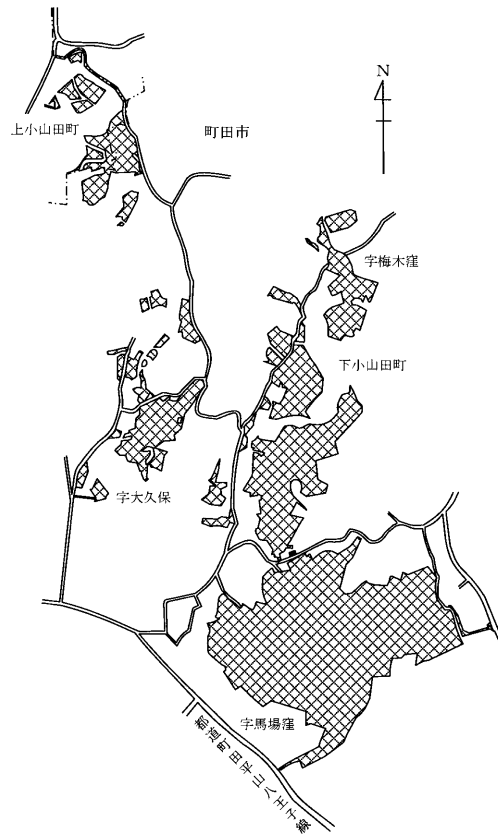


別図 (3)

東京都立小山田緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市下小山田町

変更前の区域	面積	変更後の面積
追加区域	四四三、一九二・五八	一、一七一・四六
	平方メートル	平方メートル
		四四四、三六四・〇四
		平方メートル

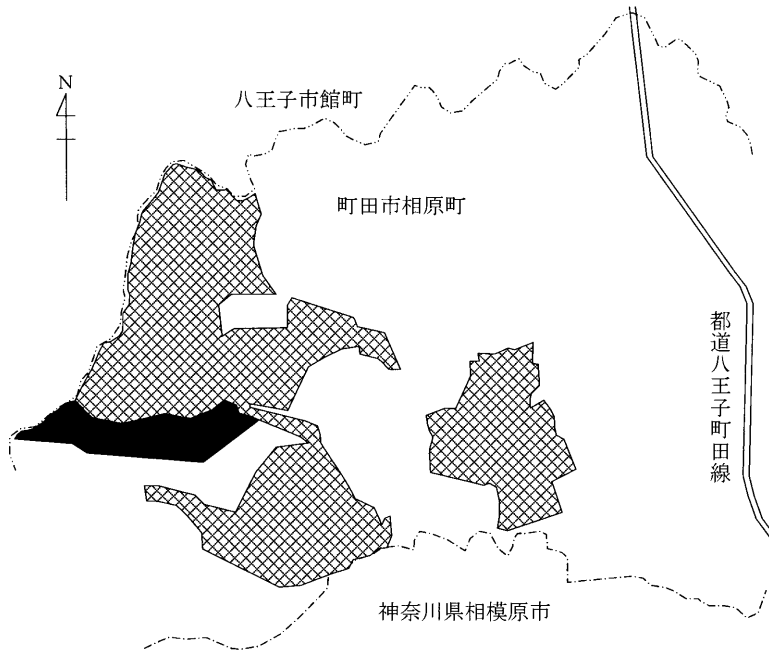


別図 (4)

東京都立大戸緑地 区域変更略図

変更箇所 町田市相原町

追加区域	面積	変更前の区域	面積
変更後の面積	二六九、二二七・六一	二四一、八〇三・三三	平方メートル
		二七、四二四・二八	平方メートル

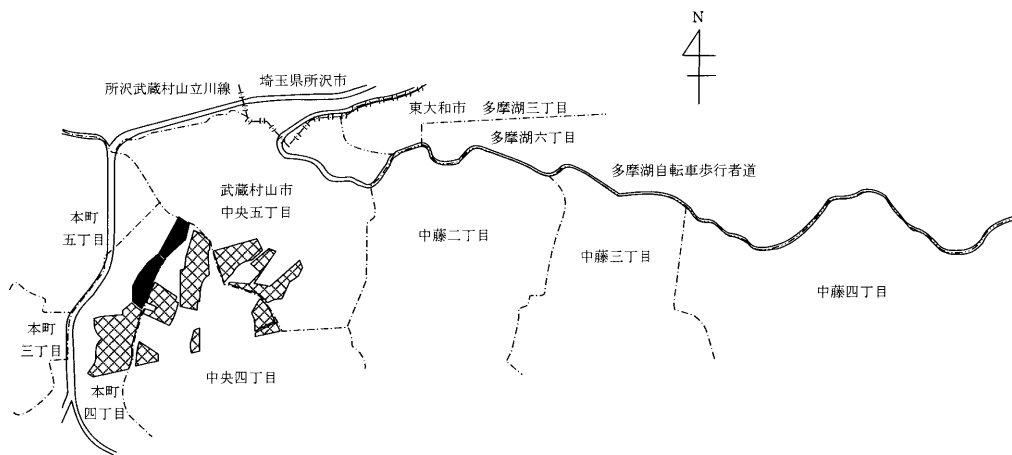


別図 (5)

東京都立中藤公園 区域変更略図

変更箇所 武蔵村山市本町四丁目

追加区域	面積	変更前の区域	面積
変更後の面積	四三、〇七一・四七	三七、〇〇一・五〇	平方メートル
		六、〇六九・九七	平方メートル



告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十三号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三三三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八二二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三二三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

附 則

- この告示は、平成三十年六月一日から施行する。
- この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成三十年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事

由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第二十四号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	学校医及び歯科医師の率	1.0000
	学校薬剤師の率	1.0000

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成三十年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成三十年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十年十月一日から平成三十年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成三十年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

<p>一 名称 特定非営利活動法人 Hands On Tokyo 代表者の氏名 Theodore C. Guild</p> <p>二 主たる事務所の所在地 東京都港区六本木五丁目十六番四十六号 ガーデニア 六本木一〇一号室</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人アジア・チャイルドケア・リーグ 代表者の氏名 渡邊 和代</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区築地一丁目四番三ー八〇八号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人多文化共生センター東京 代表者の氏名 栢木 典子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都荒川区荒川四丁目十九番一号二階</p> <p>四 従たる事務所の所在地 東京都杉並区井草二丁目三十五番五号学校法人育英学院サレジオ工業高等専門学校 SITEC 校舎</p> <p>認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変 更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人 T A B L E F O R T W O I n t e r n a t i o n a l 代表者の氏名 小暮 真久、安東 迪子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂九丁目六番三十一三〇八号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 Living in Peace 代表者の氏名 龔 軼群、中里 晋三</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中央区月島四丁目十四番十一一九〇二号</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを 委員会 代表者の氏名 劔持 睦子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区三田四丁目一番九号</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを 日本 委員会 代表者の氏名 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>平成三十年五月三十一日</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人東京フィルメックス実行委員会 代表者の氏名 市山 尚三</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田三丁目八番三号 町原ビル四F</p> <p>縦覧について 平成三十年七月十五日に行う東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、平成三十年四月六日付東京都公告(土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧)による縦</p>	<p>特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年五月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年五月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人東京フィルメックス実行委員会 代表者の氏名 市山 尚三</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都品川区西五反田三丁目八番三号 町原ビル四F</p> <p>縦覧について 平成三十年七月十五日に行う東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十条の規定により作成する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、平成三十年四月六日付東京都公告(土地区画整理審議会委員の選挙期日及び同選挙人名簿の縦覧)による縦</p>	<p>特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十二条において準用する同法第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年五月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年五月三十一日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p>

覧に供した選挙人名簿については取り消す。

平成三十年五月三十一日

東京都知事 小池百合子

一 縦覧期間 平成三十年六月二日から同月十五日まで

(日曜日及び土曜日を含む。)

二 縦覧場所 足立区六町三丁目四番三十六号

東京都第一市街地整備事務所六町地区整備事務所

三 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

正 誤

○平成三十年三月三十日付東京都規則第二十八号

ページ一段一行一 誤 一 正

増刊31

一三 上

七

第四十四条中

第四十四条第一項中

○平成三十年三月三十日付東京都規則第五十四号

増刊35二ページ下段中「三」を「四」に訂正する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。